

弊社と依頼者は、探偵業の適正化に関する法律第8条第1項・第2項の規定に基づき以下の通りに確認致します。
この内容は調査委任契約を補完する重要事項確認書となります。
契約書・お見積書と共に保管下さいませ様にお願い致します。

<01> 弊社届出証明

弊社は、都道府県公安委員会の探偵業法第4条1項各号に掲げる事項を記載した探偵業者です。

称号または名称	株式会社 SRA
営業所の所在地	大阪府大阪市西区北堀江1丁目20番13号717イビル7F
営業者の名称	株式会社 SRA 大阪本社
届出番号	大阪府公安委員会 第62111421号
提出年月	平成23年1月14日(本社移転の為、再登録)

<02> 調査委任契約の具体的な調査内容・期間・方法

【調査内容(目的)】

対象者に関する調査及び、情報収集行動の一切。

【調査期間(調査委任契約書に示した期間を補足するもの)】

必要に応じた期間を契約書に明記致します。

【調査手法(委任契約の目的を達成する為、依頼者と合意した具体的調査手法)】

自宅や勤務先からの尾行・張込みによる確認。

<03> 調査探偵業務の委託

**** ****

上記の会社を、情報調査・データ調査に限り委託業者として利用することも御座います。

<04> 契約の目的(違法行為の除外)

本契約の目的・内容は人権・差別等の公序良俗に反する調査報告は行わず、法律に該当する行為やそれに準ずる行為の一切も行わない事とする事を甲乙共に理解した上で進行する。

本契約前に乙らが関与する・若しくは関与したと思われる違法行為・迷惑行為・ストーカー行為が本契約の目的に関係し進行の妨げと成った際には乙の違約行為と成り、甲へと被害相当額の賠償にて和解することとする。

【除外する行動】

- 復讐を前提としたご依頼の一切。
- 社会的損失(会社を辞めさせるなど)を前提としたご依頼の一切。
- 自身の浮気や恋愛関係を伝える・公開するなどのご依頼の一切。
- 弊社担当者が不可と判断をしたご依頼

<05> 情報の管理

その情報は厳密に管理し情報漏洩は契約者双方の責任にて管理する事とする。

弊社事業所内は情報漏洩防止・防犯・サービス品質の根性を目的として24時間録画をしています。

<06> 調査委任契約における調査料金

【料金の種類】

調査、情報収集、恋愛コンサルティング

【お支払方法】

ご契約後7日以内に全額決済。

【お支払の期限】

分割払いのお支払方法は、頭金と残額を月毎の定額分割とさせて頂いています。

ご契約後から最高36ヵ月後が最長の分割回数です。

【弊社から提示する料金に関して】

大阪市内での交通費・滞在費は全て含むものとする。

【成功報酬に関して】

完全成功報酬プランでは事前の支払い義務が発生せず、双方が目的達成を確認した際に限り支払義務が御座います。

結果不良となった際の支払い義務は御座いません。

完全成功報酬プランは通常価格に対して150%割増・現金決済のみとなります。

<07> 追加費用に関しての告知義務

原則として追加料金の発生は御座いません。

現場状況や行動内容の変更などにより契約時の料金を超過する見込みが生じた場合、甲は乙へと速やかに連絡を行い双方協議の上これらの料金改正を行う。

その際には、超過の原因を乙へと明確に提示する事を甲の責任とする。超過による

協議の結果、以後の行動が出来ない場合には本契約は解除と成る。

その際に受領済み・未受領を問わず料金の返金は御座いません。

本契約の行動上で裁判・法的費用・慰謝料などの費用が発生した場合、

契約目的を達する事を前提とした結果と成りますので費用の全ては乙が負担する事とする。

<08> 契約後の稼働数に関して

本契約後の稼働数は契約プランに定められた回数とする。

稼働数は1日の行動が3時間以上・12時間未満を1稼働とします。

対象者への接触が成功した際は稼働数を1稼働償却と致します。

接触後の対象者との連絡期間は内容に応じて稼働として加算する。

契約の目的を稼働数未満で達した場合、残稼働数分の返金・精算はありません

<09> 結果報告の方法と期間に関する明示

- 甲の行動報告は、報告書等の書面による報告は行いません。
- ビデオや写真での映像報告を行います。撮影禁止場所、状況等により撮影が出来ない事もあります。
- 撮影禁止場所とは駅構内・デパート等の痴漢行為に対する警戒区域や敷地内などです。
- 乙が現場へと同行・伺う際には甲への事前申告を必要とする。
- 報告や問合せは如何なる理由・委任状等の代理書面が在った場合にも乙本人のみとする。
- 報告写真の一部に画像処理を施します。原本は甲事業所のみで確認出来る事とする。

【報告期間】 月締報告を行います。報告日は双方にて協議の上で決定する。
【連絡方法】 守秘義務上の問題から乙から甲へと連絡を行うことを基本とする。
【情報処分】 契約期間満了30日以内に本契約書・重要事項説明書を省く社内報告書、日報等の書類・DVD・データの一切を甲が処分処理を行うこととする。

※完全成功報酬・分割でご契約の際は、決済完了後まで詳細の経過報告は出来ません。
※弊社スタッフが写っている写真・映像に関しては弊社オフィスでの閲覧に限定する。

<10> 結果不良時の対応

- 本契約の目的が達成されない場合にも契約費用は発生しますが、結果不良の際は以下の対応となります。
- 行動の打ち切り・契約の解除に関しては、甲乙が協議の上で決定する事とする。

【結果不良時の金の返金】
 契約金の返金は御座いません。
 契約金に成功報酬がある場合、成功報酬の請求は行いません。

<11> 不可抗力で契約続行不可となった場合

- 本契約中に天変地異、対象人物らが事故・長期的な入院・死亡等で契約続行が困難な場合原因の如何に関わらず契約解除と成り受領済み金員の返還は無いものとする。
- 当社の介入が無くとも本契約の目的が達成された場合は契約解除となるが契約費用の返金は無いものとする。

<12> クーリングオフ

- 本契約はクーリングオフ(特定商取引法)の対象と成りますので、ご署名後の8日間以内に書面にて解約の旨をご提示頂ければ本契約は合意解約と成り受領済みの金員は全額返金をさせていただきます。
- クーリングオフに関して当社事業所内での契約行為は対象外と成りますので、契約行為が事業所外のご自宅・喫茶 店等の場合に限ります。解約の通達に関しては、書面にて甲の事業所へと通達を行って下さい。
- 書面到達後の3ヶ月以内に受領済みの金員の全額返金を行います。

<13> 契約解除

- メール・電話により連絡が取れない日が30日を過ぎた場合。
- 精神状態を原因とする契約解除は契約金を上限として受領済金員の返金は出来ない。
- 契約解除に関しては以下の通りです。

【作業着手前の契約解除(経費使用済み)】
(A) 契約料金を全額受領済みの場合は受領済みの金額から解約手数料を控除した残金を返金いたします。
(B) 契約料金が未納・一部入金の場合は契約料金総額の50%を解約料としてお支払いいただきます。
【作業着手後の契約解除(経費使用済み)】
(A) 理由の一切に関わらず返金は出来ません。
(B) 契約料金中、未受領が在る場合には甲へと残金を支払う事とする。
(C) 対象者への接触完了後の解約は契約目的に反する事となり契約金を上限とした違約金の発生対象となります。

<14> 契約解除となる禁止行為・違約解約

- 違約解約・及び違約金の発生に関しては以下の通りです。
【禁止行為】
乙が甲へと無届出で行った以下の行為。
(A) 対象者・及び関係者への尾行や付回す行為。
(B) 対象者・及び関係者の自宅や関係物件へ張込み・待機・待ち伏せ・等の行為。
(C) 対象者・及び関係者への無言電話・悪戯電話・悪戯行為の一切。
(D) 上記の理由からストーカー規制法に關すると甲が判断した場合。
ブログや掲示板などを介して本件と特定出来る内容を公にした場合。
甲乙、調査対象を含む契約関係者が暴力団関係者・及び準ずる者であることが判明した場合。
甲への告知無く現場スタッフとの連絡行為があった場合。

【違約解約時の違約金に関して】
違約解約は契約金の全額支払いとは被害相当額の賠償で解約とする。その金額は契約金を上限とする。
甲乙らが本件行動上で違法行為・迷惑行為を行いそれにより被害が生じた際には被害相当額の賠償で和解とする。
本契約の目的が違法行為・及び違法行為に該当すると判明した場合は契約解除となる。

※以上、上記項目に関して全て説明いたしました。

■説明場所 : 弊社事業所 ・ 郵送 ・ 以外 ()

平成 年 月 日
住所 大阪市西区北堀江1丁目20番13号
株式会社SRA
氏名 代表取締役 浦上 貴義 (印)
探偵業届出 大阪府公安委員会第62111421号
電話 06-6578-1177

※以上、上記項目に関して調査請負会社から適切な説明を受けました。

平成 年 月 日
住所
氏名 (印)